



○厚生労働省令第四百十五号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六号中「その名称」の下に「及び所在地」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「住所及び氏名」を「氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 患者の氏名

第十三条の次に次の一条を加える。

(歯科技工所の構造設備基準)

第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。

二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。

三 手洗設備を有すること。

四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。

六 照明及び換気が適切であること。

七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。

九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。

十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。

十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。

十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に発行されている改正前の歯科技工士法施行規則第十二条に定める事項を記載した指示書は、改正後の歯科技工士法施行規則第十二条に定める事項を記載した指示書とみなす。

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○ 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指示書） 第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。 一 患者の氏名 二 設計 三 作成の方法 四 使用材料 五 発行の年月日 六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地 （歯科技工所の構造設備基準） 第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないように設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。 三 手洗設備を有すること。	（指示書） 第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。 （新設） 一 設計 二 作成の方法 三 使用材料 四 発行の年月日 五 発行した歯科医師の住所及び氏名 六 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称 （新設）

四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	
五 安全上及び防火上支障がないよう機器が配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。	
六 照明及び換気が適切であること。	
七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技術作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。	
八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	
九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。	
十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。	
十一 歯科技術に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。	
十二 歯科技術に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。	